

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防
止に関する条約の千九百九十六年の議定書

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書

この議定書の締約国は、

海洋環境を保護し、並びに海洋資源の持続可能な利用及び保全を促進する必要性を強調し、

この点に関し、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の枠組みにおける成果並びに特に予防及び防止に基づく取組方法に向けての進展に留意し、

さらに、海洋環境の保護を目的とし、並びに地域及び国の特定の状態及びニーズを考慮した当該地域及び国の補完的な手段によるこの点における貢献に留意し、

これらの事項に対して地球的規模で取り組むことの価値並びに特に千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約及びこの議定書の実施に際して締約国間の協力を継続することの重要性を再確認し、

海洋における投棄による海洋環境の汚染の防止及び除去に関し、地球的規模の国際条約又はその他の種類

の合意に規定する措置よりも厳しい措置を国家的又は地域の規模でとることが望ましい場合があることを認識し、

関連する国際的な合意及び行動、特に、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約、環境及び開発に関するリオ宣言及びアジェンダ二十一を考慮し、

また、開発途上国、特に、開発途上にある島嶼^{しよ}国の利益及び能力を認識し、

海洋生態系が適法な海洋の利用を引き続き支え、かつ、現在及び将来の世代のニーズを引き続き満たすこととなるような方法によって、海洋環境を保護し、及び保全し、並びに人の活動を管理するため、投棄による海洋汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去する更なる国際的行動が遅滞なくとられ得るものであり、また、遅滞なくとられなければならないことを確信して、
次のとおり協定した。

第一条 定義

この議定書の適用上、

1 「条約」とは、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（その改

正を含む。)をいう。

2 「機関」とは、国際海事機関をいう。

3 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

4
4.1 「投棄」とは、次のことをいう。

4.1.1 廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海洋へ故意に処分すること。

4.1.2 船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物を海洋へ故意に処分すること。

4.1.3 廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海底及びその下に貯蔵すること。

4.1.4 故意に処分することのみを目的としてプラットフォームその他の人工海洋構築物を遺棄し、又はその場で倒壊させること。

4.2 「投棄」には、次のことを含まない。

4.2.1 船舶、航空機又はプラットフォームフォームその他の人工海洋構築物及びこれらのものの設備の通常の運用

に付随し、又はこれに伴って生ずる廃棄物その他の物を海洋へ処分すること。ただし、廃棄物その他の物であって、その処分に従事する船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物によって又はこれらに向けて運搬されるもの及び当該船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物における当該廃棄物その他の物の処理に伴って生ずるものを処分することを除く。

4.2.2 物を単なる処分の目的以外の目的で配置すること。ただし、その配置がこの議定書の目的に反しない場合に限る。

4.2.3 4.1.4の規定にかかわらず、単なる処分の目的以外の目的で配置された物（例えば、ケーブル、パイプライン、海洋調査機器）を海洋に遺棄すること。

4.3 海底鉱物資源の探査、開発及びこれらに関連する沖合における加工から直接に生じ、又はそれらと関連を有する廃棄物その他の物の処分及び貯蔵は、この議定書の適用を受けない。

5
5.1 「海洋における焼却」とは、廃棄物その他の物を船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構築物の上で熱分解によって故意に処分する目的で燃焼させることをいう。

5.2 「海洋における焼却」には、船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構築物の通常の運用の間に

生ずる廃棄物その他の物を当該船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構築物の上で焼却することを含まない。

6 「船舶及び航空機」とは、種類のいかんを問わず、水上、水中又は空中を移動する機器（自動推進式であるか否かを問わず、エアクッション船及び浮遊機器を含む。）をいう。

7 「海洋」とは、国の内水を除くすべての海域並びにその海底及びその下をいい、陸上からのみ利用することのできる海底の下の貯蔵所を含まない。

8 「廃棄物その他の物」とは、あらゆる種類、形状又は性状の物質をいう。

9 「許可」とは、第四条1.2又は第八条2の規定に従ってとる関連する措置に基づき事前に与える許可をいう。

10 「汚染」とは、人の活動による海洋への廃棄物その他の物の直接的又は間接的な導入であって、生物資源及び海洋生態系に対する害、人の健康に対する危険、海洋活動（漁獲その他の適法な海洋の利用を含む。）に対する障害、海水の水質を利用に適さなくすること並びに快適性の減殺のような有害な結果をもたらし、又はもたらすおそれのあるものをいう。

第二条 目的

締約国は、単独で又は共同して汚染のすべての発生源から海洋環境を保護し、及び保全し、並びに自国の科学的、技術的及び経済的な能力に応じて、廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却により生ずる汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去するための効果的な措置をとるものとし、適当な場合には、この点に関して締約国間の政策を調和させる。

第三条 一般的義務

1 締約国は、この議定書を実施するに当たり、廃棄物その他の物の投棄からの環境の保護について予防的な取組方法を適用する。当該方法の適用に際しては、海洋環境に持ち込まれた廃棄物その他の物とその影響との間の因果関係を証明する決定的な証拠が存在しない場合であっても、当該廃棄物その他の物が害をもたらしおそれがあるとは信ずるに足りる理由があるときは、適当な防止措置をとるものとする。

2 締約国は、汚染者が原則として汚染による費用を負担すべきであるという取組方法を考慮し、また、公衆の利益に十分に留意して、投棄又は海洋における焼却に従事することを許可された者が許可された活動に係る汚染の防止及び管理に関する要件を満たすための費用を負担するという慣行を促進するよう努め

る。

3 締約国は、この議定書の規定を実施するに当たり、損害若しくは損害の可能性を一の区域から他の区域へ直接若しくは間接に移転させないように又は一の類型の汚染を他の類型の汚染に変えないように行動する。

4 この議定書のいかなる規定も、締約国が汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去することについて、国際法に従って一層厳しい措置を単独で又は共同してとることを妨げるものと解してはならない。

第四条 廃棄物その他の物の投棄

1 締約国は、廃棄物その他の物（附属書一に規定するものを除く。）の投棄を禁止する。

1.2 附属書一に規定する廃棄物その他の物の投棄は、許可を必要とする。締約国は、許可の付与及び許可

の条件が附属書二の規定に適合することを確保するための行政上及び立法上の措置をとり、環境上望ましい代替手段によって投棄を回避するための機会に特別の注意を払う。

2 この議定書のいかなる規定も、締約国が自国について附属書一に規定する廃棄物その他の物の投棄を禁

止することを妨げるものと解してはならない。当該締約国は、そのような措置を機関に通報する。

第五条 海洋における焼却

締約国は、廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止する。

第六条 廃棄物その他の物の輸出

締約国は、投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならない。

第七条 内水

1 この議定書の他の規定にかかわらず、この議定書は、2及び3に規定する範囲においてのみ内水に関するものとする。

2 締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であって、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。

3 締約国は、内水である海域における実施、遵守及び執行に係る法令及び制度に関する情報を機関に提供すべきである。締約国は、また、内水である海域に投棄された物質の種類及び性質に関する概要報告書を任意に提供するために最善の努力を払うべきである。

第八条 適用除外

1 第四条1及び第五条の規定は、荒天による不可抗力の場合又は人命に対する危険若しくは船舶、航空機若しくはプラットフォームその他の人工海洋構築物に対する現実の脅威がある場合において、人命又は船舶、航空機若しくはプラットフォームその他の人工海洋構築物の安全を確保することが必要であるときは、適用しない。ただし、投棄又は海洋における焼却がその脅威を避けるための唯一の方法であると考えられること及び投棄又は海洋における焼却の結果生ずる損害がそれらを行わなかった場合に生ずる損害よりも少ないと十分に見込まれることを条件とする。投棄又は海洋における焼却は、人命及び海洋生物に対する損害の可能性を最小限にするように行わなければならない。また、当該投棄又は海洋における焼却については、直ちに機関に報告するものとする。

2 締約国は、人の健康、安全又は海洋環境に対して容認し難い脅威をもたらし、かつ、他のいかなる実行

可能な解決策をも講ずることができない緊急の場合においては、第四条1及び第五条の規定の例外として許可を与えることができる。当該締約国は、許可を与えるに先立ち、影響を受けるおそれのあるすべての国及び機関と協議するものとし、機関は、他の締約国及び適当な場合には権限のある国際機関と協議の上、第十八条1.6の規定に従い、当該締約国に対し、とるべき最も適した手続を速やかに勧告する。当該締約国は、措置をとるべき最終時点を考慮し、及び海洋環境に対する損害を防止する一般的義務に即して実行可能な最大限度まで当該勧告に従うものとし、また、自国がとる措置を機関に通報する。締約国は、そのような状況において相互に援助することを誓約する。

3 締約国は、この議定書の批准若しくは加入の時に又はその後、2の規定に基づく自国の権利を放棄することができる。

第九条 許可の付与及び報告

1 締約国は、次のことを行う一又は二以上の適当な当局を指定する。

1.1 この議定書に従って許可を与えること。

1.2 投棄の許可を与えたすべての廃棄物その他の物の性質及び数量並びに実行可能な場合には実際に投棄

された数量並びに投棄の場所、時期及び方法を記録すること。

1.3 この議定書の目的のため、単独で又は他の締約国及び権限のある国際機関と協力して海洋の状態を監視すること。

2 締約国の適当な当局は、投棄又は前条2の規定に基づく海洋における焼却が予定される廃棄物その他の物について、次の場合には、この議定書に従って許可を与える。

2.1 当該締約国の領域において積み込まれる場合

2.2 当該締約国の領域で登録され、又は当該締約国を旗国とする船舶又は航空機にこの議定書の締約国でない国の領域において積み込まれる場合

3 適当な当局は、許可を与えるに当たっては、第四条に規定する要件並びに当該当局が適切と認める追加的な基準、措置及び要件に従う。

4 締約国は、機関及び適当な場合には他の締約国に対し、直接に又は地域的取極に基づいて設立される事務局を通じて、次の事項を報告する。

4.1 1.2 及び 1.3 に規定する情報

4.2 この議定書の規定を実施するためにとる行政上及び立法上の措置（執行措置の概要を含む。）

4.3 4.2に規定する措置の実効性及び当該措置の適用において生ずる問題

1.2 及び 1.3に規定する情報については毎年提出し、4.2及び4.3に規定する情報については定期的に提出するものとする。

5 4.2及び4.3の規定により提出される報告は、締約国会議が決定する適当な補助機関によって評価される。

当該補助機関は、適当な締約国会議又は締約国特別会議にその結論を報告する。

第十条 適用及び執行

1 締約国は、次のすべてを対象として、この議定書を実施するために必要な措置をとる。

1.1 当該締約国の領域で登録され、又は当該締約国を旗国とする船舶及び航空機

1.2 投棄又は海洋における焼却が予定される廃棄物その他の物を当該締約国の領域において積み込む船舶及び航空機

1.3 当該締約国が国際法に基づき管轄権を行使することができる区域内において投棄又は海洋における焼却を行っているものと認められる船舶、航空機及びプラットフォームその他の人工海洋構築物

2 締約国は、この議定書の規定に違反する行為を防止し、及び必要な場合には処罰するため、国際法に従って適切な措置をとる。

3 締約国は、この議定書を国の管轄権の及ぶ区域の外区域において効果的に適用するための手続（この議定書の規定に違反する投棄又は海洋における焼却を行っていることが発見された船舶及び航空機についての報告のための手続を含む。）の作成に協力することに同意する。

4 この議定書は、国際法に基づき主権免除が認められている船舶及び航空機については、適用しない。ただし、締約国は、適当な措置をとることにより、自国が所有し、又は運航するそのような船舶及び航空機がこの議定書の目的に沿って運航されることを確保するものとし、当該措置を機関に通報する。

5 いずれの国も、自国のみが自国の船舶及び航空機であって4に規定するものに対してこの議定書の規定を実施することができることを認識し、この議定書に拘束されることについての同意を表明する際に又はその後いつでも、この議定書の規定を当該船舶及び航空機に適用することを宣言することができる。

第十一条 遵守のための手続

1 締約国会議は、この議定書の効力発生の後二年以内に、この議定書の遵守状況を評価し、及びその遵守

を奨励するために必要な手続及び仕組みを定める。この手続及び仕組みは、建設的な方法により、十分かつ公開された情報の交換を可能とすることを目的として作成する。

2 締約国会議は、この議定書に従って提出されるあらゆる情報並びに1に規定する手続及び仕組みを通じてなされるあらゆる勧告を十分に検討した後、締約国及び非締約国に対し、助言、援助又は協力を与えることができる。

第十二条 地域的協力

この議定書の目的を推進するため、特定の地理的区域における海洋環境について擁護すべき共通の利益を有する締約国は、地域的特性を考慮した上で、地域的協力（廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却により生ずる汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去するため、この議定書に適合する地域的取極を締結することを含む。）を強化するよう努める。締約国は、地域的取極の締約国でもあるこの議定書の締約国が従うことができるような調和のとれた手続を作成するため、当該地域的取極の締約国と協力するよう努める。

第十三条 技術協力及び援助

1 締約国は、次の事項に関して援助を要請する締約国に対し、機関における協力を通じ、及びその他の権限のある国際機関と調整の上、この議定書に規定する投棄により生ずる汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去するための二国間及び多数国間による援助を促進する。

1.1 国の能力を強化することを目的とした研究、監視及び執行のための科学及び技術の分野における要員の訓練（適当な場合には、必要な設備及び施設の提供を含む。）

1.2 この議定書の実施に関する助言

1.3 廃棄物の最小限化及び低負荷型の生産工程に関する情報及び技術協力

1.4 廃棄物の処分及び処理並びにその他の措置であって、投棄により生ずる汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去するためのものに関する情報及び技術協力

1.5 知的財産権を保護する必要性並びに開発途上国及び市場経済への移行過程にある国の特別のニーズを考慮しつつ、相互の合意による有利な条件（緩和された、かつ、特惠的な条件を含む。）の下で、特にこれらの国に対して行う環境上適正な技術及びこれに相応する専門知識の取得の機会の提供及び移転

2 機関は、次の任務を遂行する。

2.1 技術的能力その他の要素を考慮した上で、締約国からの技術協力の要請を他の締約国に送付すること。

2.2 適当な場合には、援助の要請について他の権限のある国際機関と調整すること。

2.3 十分な資源が利用可能であることを条件として、この議定書の締約国となる意思を宣言した開発途上国又は市場経済への移行過程にある国がこの議定書の完全な実施を実現するために必要な措置について検討を行うことを支援すること。

第十四条 科学的及び技術的研究

1 締約国は、投棄による汚染及びその他のこの議定書に関連する海洋汚染の発生源による汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去することに關する科学的及び技術的研究を促進し、及び容易にするために適当な措置をとる。特に、この研究には、科学的な方法による汚染の観察、測定、評価及び分析を含めるべきである。

2 締約国は、この議定書の目的を達成するため、次の事項に関連する情報を要請する他の締約国がそれらの情報を利用することができるようにすることを促進する。

2.1 この議定書の規定に基づいて行われる科学的及び技術的な活動及び措置

2.2 海洋科学及び海洋技術に関する計画並びにそれらの目的

2.3 2.3 第九条 1.3 の規定に従って行った監視及び評価から観察された影響

第十五条 責任

締約国は、他の国の環境又は他のすべての区域の環境に与える損害についての国家責任に関する国際法の諸原則に基づき、廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却から生ずる責任に関する手続を作成することを約束する。

第十六条 紛争の解決

1 この議定書の解釈又は適用に関するいかなる紛争も、交渉、仲介、調停その他紛争当事国が選択する平和的手段を通じて解決する。

2 一 の締約国が他の締約国に対してこれらの締約国の間に紛争が存在することを通告した後十二箇月以内に当該紛争を解決できない場合には、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条1に規定する手続のうちいずれかの手続を利用することについて紛争当事国が合意する場合（当該紛争当事国

が同条約の締約国であるか否かを問わず、その旨の合意を行うことができる。）を除くほか、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、附属書三に規定する仲裁手続によって解決する。

3 紛争当事国は、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条1に規定する手続のうちいずれかの手続を利用することについて合意に達する場合には、選択した手続に関する同条約第十五部の規定を準用する。

4 2に定める十二箇月の期間は、紛争当事国の相互の同意により、更に十二箇月の期間延長することができる。

5 2の規定にかかわらず、いずれの国も、この議定書に拘束されることについての同意を表明する際に、事務局長に対し、自国が第三条1及び2の規定の解釈又は適用に関する紛争の当事国となる場合には、附属書三に規定する仲裁手続の手段による紛争の解決に先立ち、自国の同意が必要であることを通告することができるとができる。

第十七条 国際協力

締約国は、権限のある国際機関において、この議定書の目的を推進する。

第十八条 締約国会議

1 締約国会議又は締約国特別会議は、この議定書の実施について常に検討を行うとともに、廃棄物その他の物の投棄及び海洋における焼却により生ずる汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去するための活動を必要に応じて強化する方法を特定するため、その実効性を評価する。このため、締約国会議又は締約国特別会議は、次のことを行うことができる。

1.1 第二十一条及び第二十二条の規定によりこの議定書の改正を検討し、及び採択すること。

1.2 この議定書の効果的な実施を促進するためのあらゆる事項を検討するため、必要に応じ、補助機関を設置すること。

1.3 専門知識を有する適当な団体に対し、この議定書に関連する事項について締約国又は機関に助言するよう要請すること。

1.4 汚染の防止及び管理に関心を有する権限のある国際機関との協力を促進すること。

1.5 第九条4の規定に従って提供された情報を検討すること。

1.6 権限のある国際機関と協議の上、第八条2に規定する手続（例外的かつ緊急の場合を決定するための

基準を含む。）、助言のための協議の手續及び例外的かつ緊急の場合の海洋における物の安全な処分のための手續を作成し、又は採択すること。

1.7 決議を検討し、及び採択すること。

1.8 必要と認めるその他の措置を検討すること。

2 締約国は、第一回締約国会議において、必要な手續規則を定める。

第十九条 機関の任務

1 機関は、この議定書に関する事務局としての任務について責任を負う。この議定書の締約国であつて機関の加盟国でないものは、機関がその任務を遂行するに当たつて要した費用について適当な拠出を行う。

2 この議定書の運用に必要な事務局としての任務には、次のことを含む。

2.1 締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、一年に一回締約国会議を招集するものとし、締約国の三分の二の要請がある場合はいつでも、締約国特別会議を招集すること。

2.2 この議定書の実施並びにこの議定書に基づいて作成された指針及び手續について、要請に応じ、助言を与えること。

2.3 締約国からの照会及び情報を検討し、締約国及び権限のある国際機関と協議し、並びにこの議定書に

関連する問題であってこの議定書に特に規定されていないものに関して締約国に勧告を行うこと。

2.4 締約国及び権限のある国際機関と協議の上、前条^{1.6}に規定する手続の作成及び実施について準備し、及び援助すること。

2.5 この議定書に基づいて機関が受領したすべての通告を関係締約国に送付すること。

2.6 この議定書の運用のための予算及び会計報告を二年ごとに作成し、すべての締約国に配布すること。

3 機関は、十分な資源が利用可能であることを条件として、第十三条^{2.3}に規定する任務のほか、次のことを行う。

3.1 海洋環境の状態を評価することに協力すること。

3.2 汚染の防止及び管理に関心を有する権限のある国際機関と協力すること。

第二十条 附属書

この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。

第二十一条 議定書の改正

- 1 いずれの締約国も、この議定書の本文の改正を提案することができる。改正案については、当該改正案を検討する締約国会議又は締約国特別会議の少なくとも六箇月前までに事務局が締約国に送付する。
- 2 この議定書の本文の改正は、このために指定された締約国会議又は締約国特別会議において、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。
- 3 改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を機関に寄託した後六十日目の日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、他のいずれの締約国についても、その改正の受諾書を寄託した日の後六十日目の日に効力を生ずる。
- 4 事務局長は、すべての締約国に対し、締約国会議において採択された改正並びにその改正が効力を生ずる日及び各締約国について効力を生ずる日を通報する。
- 5 この議定書の改正が効力を生じた後にこの議定書の締約国となる国は、改正を採択する締約国会議又は締約国特別会議において、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二が別段の合意をする場合を除くほか、改正されたこの議定書の締約国となる。

第二十二条 附属書の改正

- 1 いずれの締約国も、この議定書の附属書の改正を提案することができる。改正案については、当該改正案を検討する締約国会議又は締約国特別会議の少なくとも六箇月前までに事務局が締約国に送付する。
- 2 附属書三を除く附属書の改正は、科学的又は技術的検討に基づいて行い、適当な場合には、法的、社会的及び経済的要素を考慮することができる。この改正は、このために指定された締約国会議又は締約国特別会議において、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。
- 3 機関は、締約国会議又は締約国特別会議において採択された附属書の改正を締約国に遅滞なく送付する。
- 4 附属書の改正は、7に定める場合を除くほか、各締約国について、当該改正の受諾を機関に通告した後直ちに又は締約国会議において採択された日の後百日目よりその通告が遅くなる場合には当該採択された日の後百日目に効力を生ずる。ただし、当該百日目の終わりまでに当該改正を受諾することができない旨の宣言を行う締約国については、この限りでない。このような締約国は、いつでも、先に行った異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、当該改正は、当該締約国について直ちに効力を生ずる。

5 事務局長は、機関に寄託された受諾又は異議の文書を締約国に遅滞なく通報する。

6 この議定書の本文の改正に関連する新たな附属書の追加又は附属書の改正は、この議定書の本文の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

7 仲裁手続に関する附属書三の改正並びに新たな附属書の採択及びその効力発生については、この議定書の本文の改正に関する手続を準用する。

第二十三条 この議定書と条約との関係

この議定書は、その締約国であって条約の締約国でもあるもの間において、条約に優先する。

第二十四条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、千九百九十七年四月一日から千九百九十八年三月三十一日まで、機関の本部において、すべての国による署名のために開放する。その後は、加入のために開放しておく。

2 いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの議定書の締約国となることができる。

2.1 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

2.2 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。

2.3 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

第二十五条 効力発生

1 この議定書は、次の1.1及び1.2に掲げる要件が満たされた日の後三十日目の日に効力を生ずる。

1.1 少なくとも二十六の国が前条の規定に従ってこの議定書に拘束されることについての同意を表明したこと。

1.2 少なくとも十五の条約の締約国が1.1に定める数の国の中に含まれること。

2 この議定書は、1に規定する要件が満たされた日の後に前条の規定に従ってこの議定書に拘束されることについての同意を表明した国については、当該国がその同意を表明した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十六条 経過期間

1 千九百九十六年十二月三十一日以前において条約の締約国でなく、かつ、この議定書が効力を生ずる前又はこの議定書が効力を生じた後五年以内にこの議定書に拘束されることについての同意を表明する国

は、当該同意を表明する際に、通告書に記載した理由により4に規定する期間を超えない経過期間において2の規定以外のこの議定書の特定の規定を自国が遵守することができない旨の通告を事務局長に対して行うことができる。

2 1の規定に基づいて行ういかなる通告も、海洋における焼却又は放射性廃棄物若しくはその他の放射性物質の投棄に関するこの議定書の締約国の義務に影響を与えるものではない。

3 経過期間において第四条1又は第九条の規定の一部又は全部を遵守できないことを1の規定に基づいて事務局長に通告を行ったこの議定書の締約国であっても、当該期間においては、自国が許可を与えなかった廃棄物その他の物の投棄を禁止し、許可の付与及び許可の条件が附属書二の規定に適合することを確保するための行政上又は立法上の措置をとるために最善の努力を払い、並びに与えた許可について事務局長に通報する。

4 1の規定に基づく通告書に明記する経過期間は、当該通告書の提出時から五年を超えないものとする。

5 1の規定に基づいて通告を行った締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後に開催される最初の締約国会議に、第十三条の規定に基づく関連する技術協力及び援助の要請とともにこの議定書

の完全な遵守を実現するための計画及び予定表を提出する。

6 1の規定に基づいて通告を行った締約国は、この議定書の完全な遵守を実現するために提出した計画を実施し、及び監視するため、経過期間中の手続及び仕組みを定める。当該締約国は、適切な措置のため、この議定書の遵守に向けての進展に関する報告書を経過期間中に開催される締約国会議に毎回提出する。

第二十七条 脱退

1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日から二年を経過した後いつでも、この議定書から脱退することができる。

2 脱退は、事務局長に脱退の通告書を寄託することにより行う。

3 脱退は、事務局長による脱退の通告書の受領の後一年又は脱退の通告書に明記するこれより長い期間が経過した後、効力を生ずる。

第二十八条 寄託者

1 この議定書は、事務局長に寄託する。

2 事務局長は、第十条5、第十六条5、第二十一条4、第二十二条5及び第二十六条5に規定する任務の

ほか、次のことを行う。

2.1 この議定書に署名し、又は加入したすべての国に対し、次の事項を通報すること。

2.1.1 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びそれらが行われた日

2.1.2 この議定書の効力発生の日

2.1.3 この議定書からの脱退の通告書の受領及びその受領の日並びに当該脱退が効力を生ずる日

2.2 この議定書に署名し、又は加入したすべての国に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。

3 事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その認証謄本を登録及び公表のために国際連合事務局に送付する。

第二十九条 正文

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十六年十一月七日にロンドンで作成した。

附属書一 投棄を検討することができる廃棄物その他の物

1 次の廃棄物その他の物については、この議定書の第二条及び第三条に規定する目的及び一般的義務に留意し、投棄を検討することができる。

1.1 しゅんせつ物

1.2 下水汚泥

1.3 魚類残さ又は魚類の工業的加工作業から生ずる物質

1.4 船舶及びプラットフォームその他の人工海洋構築物

1.5 不活性な地質学的無機物質

1.6 天然起源の有機物質

1.7 主として鉄、鋼及びコンクリート並びにこれらと同様に無害な物質であって物理的な影響が懸念されるものから構成される巨大な物（ただし、投棄以外に実行可能な処分の方法がない孤立した共同体を構成する島嶼等の場所においてそのような廃棄物が発生する場合に限る。）

1.8 二酸化炭素を隔離するための二酸化炭素の回収工程から生ずる二酸化炭素を含んだガス

2 1.4及び1.7に掲げる廃棄物その他の物については、浮遊する残がいを生じさせるか、又は海洋環境の汚染を増大させるおそれのある物質が最大限度まで除去されており、かつ、投棄された物質が漁ろう又は航行の重大な障害とならないことを条件として、投棄を検討することができる。

3 1及び2の規定にかかわらず、国際原子力機関によって定義され、かつ、締約国によって採択される僅少レベル（すなわち、免除されるレベル）の濃度以上の放射能を有する1.1から1.8までに掲げる物質については、投棄の対象として検討してはならない。ただし、締約国が、千九百九十四年二月二十日から二十五年以内に、また、その後は二十五年ごとに、適当と認める他の要因を考慮した上で、すべての放射性廃棄物その他の放射性物質（高レベルの放射性廃棄物その他の高レベルの放射性物質を除く。）に関する科学的な研究を完了させ、及びこの議定書の第二十二条に規定する手続に従って当該物質の投棄の禁止について再検討することを条件とする。

4 1.8に規定する二酸化炭素を含んだガスについては、次の場合に限り、投棄を検討することができる。

4.1 海底下の地層への処分である場合

- 4.2 当該二酸化炭素を含んだガスが極めて高い割合で二酸化炭素から構成されている場合。ただし、当該二酸化炭素を含んだガスには、その起源となる物質並びに利用される回収工程及び隔離工程から生ずる付随的な関連物質が含まれ得る。
- 4.3 いかなる廃棄物その他の物もこれらを処分する目的で加えられていない場合

附属書二 投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価

一般規定

1 一定の状況の下で投棄を認めることは、投棄の必要性を低減するための更なる試みを行うこの附属書に基づき義務を免除するものではない。

廃棄物の発生の防止のための監査

2 投棄に代わる処分の方法を評価するための最初の段階においては、適当な場合には、次の事項についての評価を含めるべきである。

2.1 発生した廃棄物の種類、量及び相対的な危険性

2.2 生産工程の詳細及びその工程における廃棄物の発生源の詳細

2.3 廃棄物の削減又は発生の防止のための次の技術の実行可能性

2.3.1 製品の再設計

2.3.2 低負荷型の生産技術

2.3.3 生産工程の改変

2.3.4 投入物の代替

2.3.5 生産現場における循環的な再生利用

3 一般的に、必要とされる監査により、廃棄物の発生源においてその発生を防止する機会が存在することが判明する場合には、申請者は、関係する地方及び国の機関と協力して廃棄物の発生防止戦略（特定の廃棄物の削減目標及び当該目標が達成されることを確保するために廃棄物の発生を防止するための更なる監査措置を含む。）を作成し、及び実施することが期待される。許可の付与又は更新の決定においては、廃棄物の発生防止戦略で作成された廃棄物の削減及び発生の防止のための要件の遵守を確保する。

4 廃棄物管理の目的は、しゅんせつ物及び下水汚泥については、汚染の発生源を特定し、及び規制することにあるべきである。これは、廃棄物の発生防止戦略の実施を通じて達成されるべきであり、また、特定及び非特定の汚染の発生源の規制に関係する地方及び国の関連する機関間の協力を必要とする。この目的が達成されるまでは、汚染されたしゅんせつ物の問題は、海洋又は陸上における処分についての管理技法を利用することによって対応することができる。

廃棄物管理の方法についての検討

5 廃棄物その他の物の投棄の申請においては、廃棄物管理の方法に関する次の序列（環境に与える影響が次第に増大する順序を意味する。）について適切な検討が行われたことを証明する。

5.1 再使用

5.2 生産現場以外の場所における再生利用

5.3 危険な成分の分解

5.4 危険な成分を低減し、又は除去するための処理

5.5 陸上での処分、大気への処分及び水中への処分

6 許可を与える当局は、人の健康若しくは環境に対する不当な危険又は均衡を失する費用を伴わずに廃棄物を再使用し、再生利用し、又は処理するための適当な機会が存在すると判断する場合には、廃棄物その他の物の投棄の許可を拒否するものとする。投棄及びその代替手段の双方に関する危険性の比較評価に照らし、他の処分方法の実際の利用可能性を検討すべきである。

化学的、物理的及び生物学的特質

7 廃棄物の詳細な説明及び特性の評価は、投棄に代わる処分の方法を検討するための重要な前提であり、また、廃棄物の投棄の可否を決定するための基礎となる。廃棄物の特性の評価が不十分であるために人の健康及び環境に対する潜在的な影響について適切な評価を行うことができない場合には、当該廃棄物は、投棄してはならない。

8 廃棄物及びその成分の特性の評価に当たっては、次の事項を考慮する。

- 8.1 起源、総量、形態及び平均的な組成
- 8.2 特質（物理的、化学的、生化学的及び生物学的なもの）
- 8.3 毒性
- 8.4 持続性（物理的、化学的及び生物学的なもの）
- 8.5 生物又はたい積物における蓄積性及び生物学的変換

行動基準表

9 締約国は、人の健康及び海洋環境に対する潜在的な影響に基づき、投棄の対象とされ得る廃棄物及びその成分を審査する仕組みを定めた国の行動基準表を作成する。行動基準表において審査する物質を選択す

るに当たっては、毒性、持続性及び生物蓄積性を有する人工起源の物質（例えば、カドミウム、水銀、有機ハロゲン及び炭化水素油並びに適当な場合には、砒素^ひ、鉛、銅、亜鉛、ベリリウム、クロム、ニッケル、バナジウム、有機けい素化合物、シアン化合物、ふっ化物及び駆除剤又はその副産物（有機ハロゲンを除く。））を優先する。行動基準表は、廃棄物の発生を防止するための更なる検討を誘発する仕組みとしても活用することができる。

10 行動基準表においては、高位基準を特定するものとし、また、低位基準も特定することができる。高位基準は、人の健康又は海洋生態系を代表する敏感な海洋生物に対する急性又は慢性の影響を回避するために設定されるべきである。行動基準表の適用により、廃棄物は、次の三に分類されることとなる。

10.1 特定された物質を含む廃棄物又は生物学的反応を引き起こす廃棄物であって関係する高位基準を超えるものは、廃棄物管理の技法又は工程を通じて投棄が容認された廃棄物とならない限り、投棄してはならない。

10.2 特定された物質を含む廃棄物又は生物学的反応を引き起こす廃棄物であって関係する低位基準を下回るものは、投棄との関係において、環境に対する懸念はほとんどないと考えるべきである。

- 10.3 特定された物質を含む廃棄物又は生物学的反応を引き起こす廃棄物であって、高位基準を下回り、かつ、低位基準を超えるものは、当該廃棄物の投棄の適合性を決定する前に、更なる詳細な評価を必要とする。

投棄場所の選択

- 11 投棄場所を選択するために必要とされる情報には、次の事項を含める。
- 11.1 水域及び海底の物理的、化学的及び生物学的な特性
 - 11.2 検討中の区域における海洋の快適性、価値及び他の利用
 - 11.3 海洋環境における物質の既存の拡散状況との関係において、投棄に関係する成分の拡散状況についての評価
 - 11.4 経済的な及び運用上の実行可能性
- 潜在的な影響の評価
- 12 潜在的な影響の評価を行うことにより、海洋又は陸上における処分の方法についての予測される結果に関する簡潔な説明、すなわち、「影響仮説」が導き出されるべきである。影響仮説は、提案された処分の

方法を承認するか否か又は拒否するか否かを決定し、及び環境を監視するための要件を定めるための基礎を提供する。

13 投棄の評価を行うに当たっては、廃棄物の特性、提案された投棄場所の状況、海洋環境における拡散状況及び提案された処分技法に関する情報を統合し、並びに人の健康、生物資源、海洋の快適性及び他の適法な海洋の利用に対する潜在的な影響を特定すべきである。当該評価は、適度に用心深い仮定に基づいて予測される影響の性質、時間的及び空間的な規模並びに存続期間について定めるべきである。

14 処分の方法の分析は、人の健康に対する危険、環境上の損失、危険（事故を含む。）、経済性及び将来における利用の排除というそれぞれの懸念の比較評価に照らして検討されるべきである。当該比較評価の結果、提案された処分の方法によって起こり得る影響を決定するための適当な情報が入手できないことが判明する場合には、当該処分の方法は、それ以上検討されるべきではない。さらに、当該比較評価を分析した結果、投棄という処分の方法が好ましくないことが判明する場合には、投棄の許可は、与えられるべきではない。

15 各評価は、投棄の許可を与えるか又は拒否するかかの決定を裏付ける説明をもって結論づけられるべきで

ある。

監視

16 監視は、許可の条件が満たされていること（遵守状況の監視）並びに許可の検討及び投棄場所の選択の過程においてなされた仮定が環境及び人の健康を保護するために正しくかつ十分であったこと（現場における監視）を確認するために行われる。このような監視計画は、明確に定められた目的を有することが不可欠である。

許可及び許可の条件

17 許可を与えるための決定は、すべての影響の評価が完了し、かつ、監視の要件が決定された場合にのみ行われるべきである。許可の付与に当たっては、実行可能な限り、環境に対する障害及び損傷が最小となり、並びに環境に対する利益が最大となることを確保する。与えられた許可には、次の事項を特定するデータ及び情報を含める。

17.1 投棄される物質の種類及び起源

17.2 投棄場所の位置

17.3 投棄の方法

17.4 監視及び報告の要件

18 許可は、監視の結果及び監視計画の目的を考慮して定期的に再検討されるべきである。監視の結果の検討は、現場での計画を継続し、変更し、又は終了させる必要があるか否かを示し、また、許可の継続、変更又は取消しについての情報に基づく意思決定に貢献する。これは、人の健康及び海洋環境を保護するための重要な情報還元の仕事を提供する。

附属書三 仲裁手続

第一条

1 仲裁裁判所（以下「裁判所」という。）は、いずれかの締約国がこの議定書の第十六条の規定により他の締約国に行った要請によって設置される。仲裁の要請の文書は、事件を記述した文書及び証拠書類とする。

2 要請を行った締約国は、事務局長に対し、次の2.1及び2.2に掲げる事項を通報する。

2.1 仲裁の要請を行ったこと。

2.2 その解釈又は適用について意見の相違があると当該締約国が認める規定

3 事務局長は、2に掲げる事項をすべての締約国に通報する。

第二条

1 裁判所は、仲裁の要請を受けた日から三十日以内に紛争当事国が合意する場合には、一人の仲裁人で構成する。

2 仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた場合には、紛争当事国は、仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた時から三十日以内に代わりの仲裁人を決定することができる。

第三条

1 前条の規定により裁判所の構成について紛争当事国が合意しない場合には、裁判所は、次の三人の者で構成する。

1.1 各紛争当事国が指名する仲裁人

1.2 これら二人の仲裁人が合意によって指名する議長となる第三の仲裁人

2 第二の仲裁人の指名の時から三十日以内に裁判所の議長が指名されない場合には、紛争当事国は、いずれか一方の紛争当事国の要請に応じ、更に三十日以内に、合意された適格者の名簿を事務局長に提出するものとし、事務局長は、できる限り速やかにその名簿から議長を選定する。この場合において、事務局長は、いずれか一方の紛争当事国の国籍を有しており、又は有していた者を、他方の紛争当事国が同意しない限り、選定してはならない。

3 仲裁の要請を受けた日から六十日以内にいずれか一方の紛争当事国が1.1の仲裁人を指名しない場合には、他方の紛争当事国は、合意された適格者の名簿を三十日以内に事務局長に提出するよう要請することができる。事務局長は、できる限り速やかにこの名簿から議長を選定する。議長は、仲裁人を指名しなかった紛争当事国に対し、仲裁人を指名するよう要請する。当該紛争当事国が議長の要請を受けた時から十五日以内に仲裁人を指名しない場合には、事務局長は、議長の要請により、合意された適格者の名簿から仲裁人を選定する。

4 仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた場合には、その仲裁人を指名した紛争当事国は、その仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた時から三十日以内に代わりの仲裁人を指名する。当該紛争当事国が代わりの仲裁人を指名しない場合には、仲裁裁判は、現存の仲裁人の下で行う。議長が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた場合には、議長が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた時から九十日以内に、1.2及び2の規定に従い、代わりの議長を指名する。

5 事務局長は、締約国の指名した適格者で構成する仲裁人名簿を保持する。各締約国は、名簿に記載され

る四人の者を指名することができる。これらの者は、これを指名する締約国の国籍を有することを要しない。紛争当事国が2から4までに規定する期間内に合意した適格者の名簿を事務局長に提出しない場合には、事務局長は、自己の保持する名簿から指名されていない仲裁人を選定する。

第四条

裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し、及び決定することができる。

第五条

各紛争当事国は、事件の準備に要した費用であつて自国に係るものを負担する。仲裁人の報酬及び仲裁に要した一般経費は、紛争当事国が均等に分担する。裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して費用の明細書を提出する。

第六条

事件についての決定によって影響を受けることのある法律上の利害関係を有する締約国は、仲裁手続を開始した紛争当事国に対して書面による通告を行った後、裁判所の同意を得て及び自己の費用を負担して、仲

裁手続に参加することができる。当該参加国は、次条の規定により定められる手続に従い、参加の原因となつた事項に関して証拠及び準備書面を提出し、並びに口頭弁論を行う権利を有する。ただし、裁判所の構成については、いかなる権利も有しない。

第七条

この附属書の規定により設置された裁判所は、その手続規則を定める。

第八条

1 一人の仲裁人で裁判所が構成される場合を除くほか、手続、開廷場所及び付託された紛争に関する問題についての裁判所の決定は、仲裁人の過半数による議決で行う。ただし、紛争当事国が指名した仲裁人の欠席又は判断の回避は、裁判所が決定を行うことを妨げるものではない。可否同数の場合には、議長の決定するところによる。

2 紛争当事国は、裁判所の運営を容易にするものとし、自国の法令に従い、すべての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

2.1 必要なすべての文書及び情報を裁判所に提出すること。

2.2 証人又は専門家の尋問及び現場の検証のために裁判所が自国の領域に入ることができるようにするこ
と。

3 紛争当事国が2の規定に従わないことは、裁判所が決定及び判断を行うことを妨げるものではない。

第九条

裁判所は、設置された時から五箇月以内に判断を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えな
い期間これを延長することができる。裁判所の判断には、その理由を付する。その判断は、最終的なもの
し、上訴を許さない。その判断は、事務局長に通知されるものとし、事務局長は、これを締約国に通報す
る。紛争当事国は、直ちにその判断に従うものとする。